

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 0 6 号
件 名	国保料の減免措置の継続と国庫負担金の抜本的な増額等を求める意見書の提出について
要 旨	<p>新潟市の国民健康保険料は、市民の生活実態から見て、支払いに困難を伴う高過ぎる国保料であることが長年指摘されてきました。新潟市においては、一般会計からの繰入れを含む様々な努力により、この7年間は一部引下げを含む保険料据置きが措置が取られてきました。しかし、市民所得が低迷、低下する中で、国保料は据置きにとどまらず引下げこそが必要な状況が続いてきました。</p> <p>このような中、新型コロナウイルスの感染拡大が起これ、市民生活の困難が広がりました。国は、支援策の一つとして、所得の3割以上減少などの要件の下で国民健康保険料（及び後期高齢者医療保険料、介護保険料）を減免する措置を実施しています。しかしこの措置は、現状では今年度、3月までとされており、新型コロナウイルス感染の収束を見通すことが困難であり、影響が長期に及ぶことが想定される下でこの減免措置を継続することは、極めて重要です。国に対して、来年度も継続するよう要請してください。</p> <p>来年度の新潟市の国保料は据置きの方向となりましたが、市の説明では、コロナ禍で医療給付費が下がっていることなどが影響し、納付金の額が減少したことなどで収支不足額が圧縮され、基金からの取崩し必要額が減少し、保険料据置きが可能とのことでした。国はこの間、国保財政の基盤強化として国の負担金の増額を行ってきていますが、国保会計への法定外繰入れを解消させるための財源として多くが使われており、国保会計を安定化させるための支援には程遠いものです。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和3年3月9日 市民厚生常任委員会
受 理	令和3年2月19日 第568号

新潟市においても今後法定外繰入れは行わないこととされており、医療給付費や加入者の状況によっては、大幅な国保料引上げを行わざるを得ない状況に容易に陥ることになるのは必至です。新潟市の国保会計の収支を改善し、高過ぎる国保料の引下げにもつながるよう、国庫負担金を抜本的に増額するよう国に要請してください。

また、国保法に定める都道府県国保運営方針の記載事項に、保険料水準の平準化を必須項目とする改正を盛り込んだ健康保険法等改正案が国会に提出されました。都道府県内の保険料統一は必ず国保料の引上げにつながるものであり、撤回するよう国に要請してください。

以上のとおり、国及び政府関係機関に対し、下記事項について求める意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

#### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免制度について、令和3年度においても継続すること。
- 1 国民健康保険会計の収支を改善し、高過ぎる国民健康保険料の引下げが行えるよう国庫負担金を抜本的に増額すること。
- 1 都道府県国保運営方針に、保険料水準の平準化（都道府県内の保険料統一）を位置づける法改正を行わないこと。